

都城市鷹尾児童館指定管理者候補者選定の概要

都城市鷹尾児童館の指定管理者については、次のとおり候補となる団体を公募により選定しました。

なお、選定された団体を指定管理者とする議案が、令和元年12月議会で可決された場合には、同団体が指定管理者として、本施設の管理運営に当たることとなります。

1 指定管理者候補者の概要

- (1) 団体の名称
社会福祉法人相愛会
- (2) 代表者名
高木 恵里
- (3) 所在地
都城市早鈴町1583番地3
- (4) 設立年月日
昭和52年10月20日
- (5) 従業員数
95名
- (6) 業務内容
保育所の経営
放課後児童健全育成事業の経営
児童厚生施設の経営
生計困難者に対する相談支援事業の経営

2 指定期間

令和2年4月1日 ～ 令和7年3月31日（5年間）

3 施設及び業務の概要

(1) 施設概要

施設名及び所在地	施設規模等
都城市鷹尾児童館 (都城市南鷹尾町26街区13号)	敷地面積：330.00㎡ 延床面積：193.77㎡

(2) 業務概要

- ①健全な遊びを通しての児童の集団的及び個別的な指導に関する業務
- ②子供会、母親クラブ等の児童に関する地域組織の育成助長に関する業務
- ③地域に関わる児童の健全育成に必要な活動に関する業務

- ④その他児童館の設置の目的達成に必要な業務
- ⑤児童館条例第7条に掲げる業務
- ⑥指定管理者の行った処分に対する苦情の受付、処理及び訴訟に関する業務
- ⑦その他市長が必要と認めた業務

4 事業計画の概要

事業計画書概要版のとおり

5 選定結果の概要

(1) 公募の状況

①申請団体数

2団体

②指定管理者候補者選定までの経過

令和元年5月31日

第1回選定委員会開催

令和元年6月3日～令和元年7月2日

募集（広報都城6月号、ホームページへの掲載）

令和元年7月3日

事前説明会

令和元年7月10日～令和元年7月19日

申請書受付

令和元年8月29日

第2回選定委員会開催、書類審査・面接審査

令和元年9月27日

選定結果報告

(2) 都城市指定管理者候補者選定委員会委員構成

委員構成		人数
有識者	学識経験者	1人
	税理士	1人
	司法書士	1人
	行政書士	1人
	民生委員・児童委員	1人
施設利用者代表		1人

(3) 選定理由

令和元年5月31日及び8月29日に都城市指定管理者候補者選定委員会において、書類審査・面接審査をもとに、選定基準に基づいて総合的に審査・選考（総合得点方式）を行った結果、以下の理由で社会福祉法人相愛会が指定管理者として適正であると判断しました。

「選定基準1 市民の平等な利用が確保されること」

- ・施設の設置目的も十分に理解しており、「利用者の相談・苦情解決実施要領」

を定め、苦情解決処理システムを構築するなど、利用者に対する適切な対応が期待できるほか、運営会議や地域座談会を開催し、地域の要望を把握する機会を設定するなど、市民が平等に利用できる取組みが提案されていること。

「選定基準2 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること」

- ・児童館祭りや季節の行事等の各種イベントを計画し、中学生ボランティアの募集や地域団体との連携により運営するなど、地域交流や青少年育成の観点からも効果が期待され、利用者満足の上昇が見込まれること。

「選定基準3 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること」

- ・管理事務を団体本部で実施するなど、業務の効率化が期待できること。

「選定基準4 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること」

- ・火災・地震等の災害だけでなく、不審者対応や感染症対応等の危機管理マニュアルが整備されており、緊急時にも対応できる管理体制が期待できること。

「選定基準5 地域に貢献する取組みが確保されていること」

- ・安心セーフティネット事業や不登校・登校拒否等の相談事業を実施するなど、コミュニティソーシャルワークに熱意が感じられ、地域住民への支援に期待ができること。

「選定基準6 その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準」

- ・近隣小中学校や地域との連携を深め、子供たちが主体的に各種行事に取り組める環境づくりに力を入れており、児童の健全育成に期待ができる。

(4) 選定委員会における主な意見

〈選定基準に関する事項〉

- ・選定基準については、施設の特性を考慮し、事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮されること、事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していることに関する項目に重点的に配点を行った。

〈指定申請書記載事項について〉

- ・地域座談会開催による情報交換等がされている。
- ・困難事案に誠実に対応、質の高いサービス提供を行っている。

(5) 選定結果

別紙のとおり

選定結果

施設名：都城市鷹尾児童館

選定基準	配点	採点結果		審査項目	一人当たり配点	審査内容
		団体A	社会福祉法人相愛会			
1. 市民の平等な利用が確保されること	138	89.0	95.6	管理運営方針等	12	市の管理方針を認識しているか。 公の施設の設置目的を理解しているか。 環境に配慮した取り組みをしているか。
				平等利用	11	利用申込等が平等な利用を確保する提案がされているか。 相談や苦情等の対応が提案されているか。
2. 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであること	204	135.0	142.4	利用の促進	18	住民ニーズに基づく利用者増の提案がされているか。 利用者増のための広報・PR対策を提案しているか。 関係団体や地域住民との連携、交流の提案がされているか。
				サービス・利便性の維持向上	16	利用者サービスの向上について提案がされているか。 施設の維持管理、安全管理を的確に行えるか。 施設の設備、機能等の有効活用について、提案がされているか。
3. 経済的な管理運営が図られ、経費配分が適正であること	60	44.0	42.0	経費配分	10	適正な経費配分の考え方について提案されているか。
4. 事業計画に沿った管理を安定的に行う物的能力及び人的能力を有していること	234	161.4	162.6	物的能力	15	安定した運営が可能な申請団体の財務状況か。 類似施設を良好に運営した実績があるか。 収支計画の積算根拠が明確で、実現可能なものか。 収支計画と事業計画の整合性は図られているか。
				人的能力	24	組織体制、勤務体制、責任体制が確立されているか。 利用団体の指導及び育成支援の提案が確立されているか。 業務従事者の指導育成、研修体制及び接遇向上のための提案がされているか。 個人情報保護、情報公開及び労働関係法令等について十分認識しているか。 まちづくりへの熱意、申請団体（新規）の将来性、地域団体や地域住民との融合性、高齢者、障がい者雇用への配慮があるか、利用状況の把握。

5. 地域に貢献する取り組みが確保されていること	120	32.8	106.4	地域貢献	20	都城市に本店等を有しているか。
						地域雇用の考え方が示されているか。
						地域貢献の取り組みが示されているか。
6. その他、公の施設を管理させるに当たり必要な基準	84	64.4	61.6	児童の育成	14	児童の健全育成に関する方針が提案されているか。
						児童の集団的及び個別的な指導の提案がされているか。
合計	840	526.6	610.6		140	
〈参考〉：提案金額（単位：千円）	4,440	4,443	(令和2年度)			

※提案金額をそのまま指定管理料として決定するものではなく、予算査定等を経て市議会の議決により決定するものです。